

報告第18号

平成30年度大阪市工業用水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法第26条の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和元年9月18日

大阪市長 松 井 一 郎

平成30年度大阪市工業用水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額
			円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	1,356,620,000	615,724,889

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額
			円	円
1 工業用水道 事業費用	1 営業費用	撤去事業	156,825,000	15,801,215

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
	損 留	益 保	勘 資	定 金			
円 49,354,000	円 49,354,000				円 691,541,111	円 0	工事が遅延した ことによる。

翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
	損 留	益 保	勘 資	定 金			
円 38,860,000	円 38,860,000				円 102,163,785	円 0	工事が遅延した ことによる。

(参考)

地方公営企業法（抄）

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。